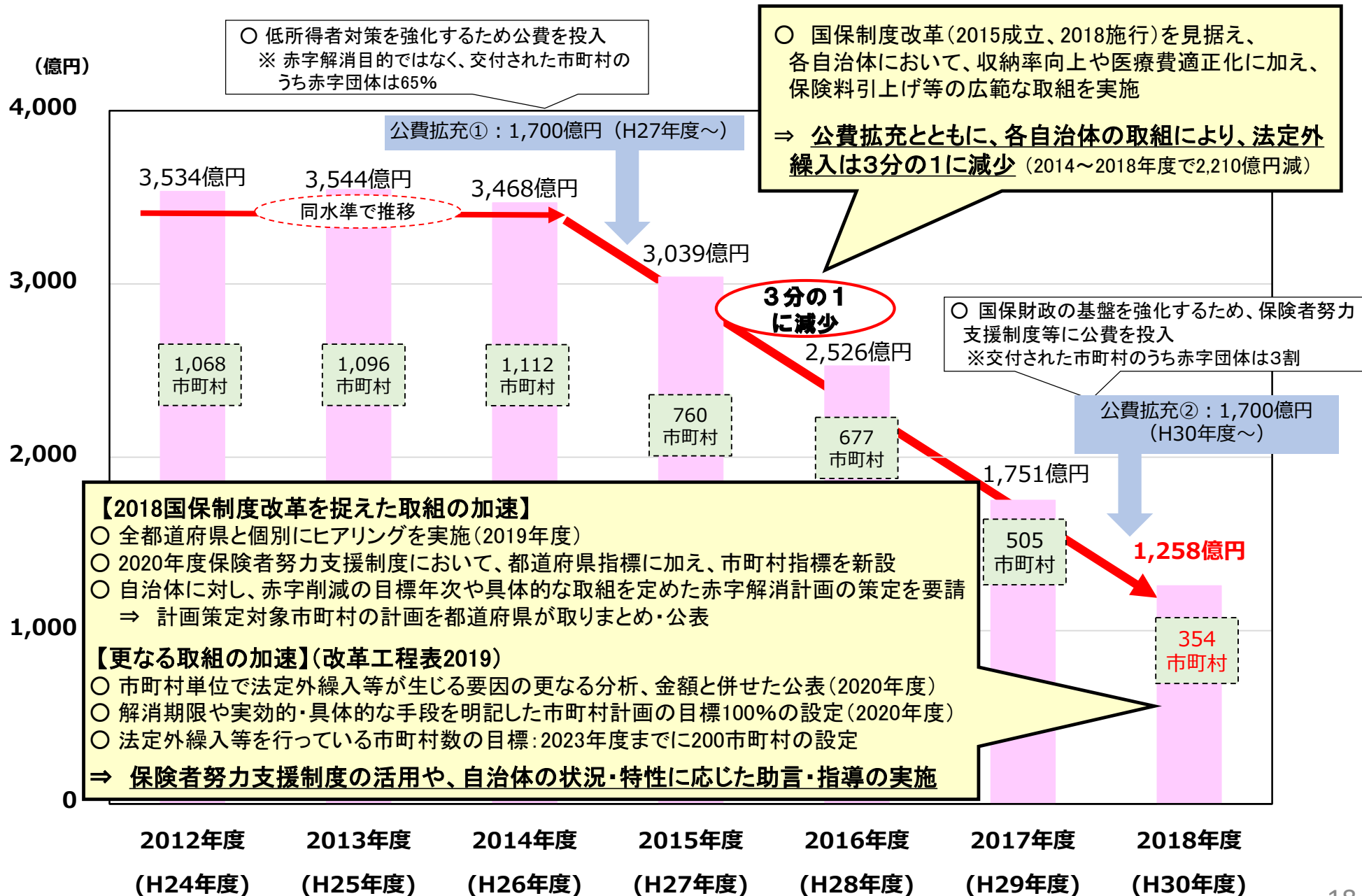
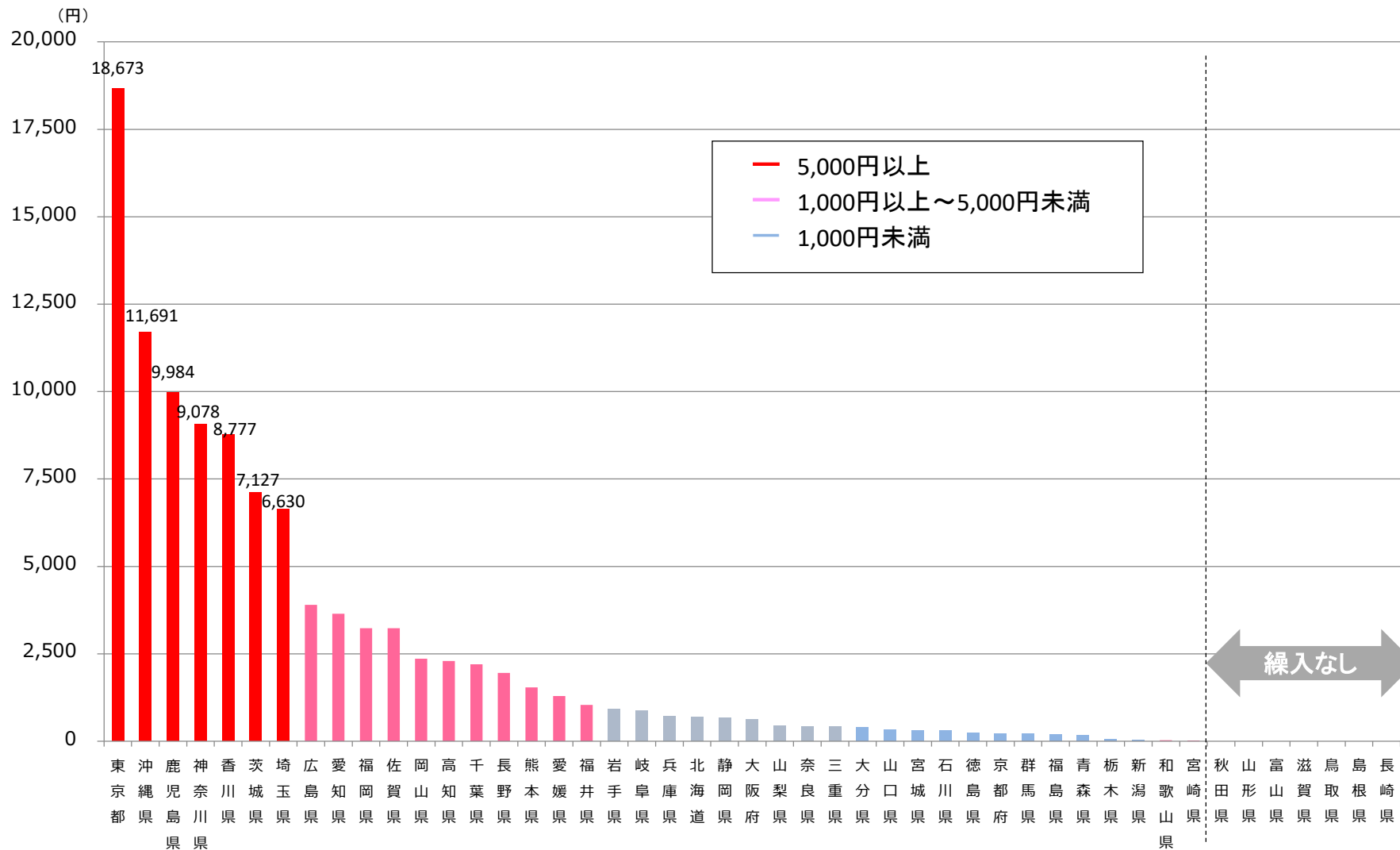


一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（推移）



一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入(平成30年度)



(出典) 国民健康保険事業年報

※ 市町村数で見ると、8割の自治体は繰入を行っていない。繰入金額合計で見ると、東京都、神奈川県、埼玉県の市区町村の合計が全体の7割（東京都：46%、神奈川県：14%、埼玉県：9%）を占めている。

【参考】2020年度以降の更なる繰入解消に向けた取組

1. 2020年度以降の国の取組

- 2020年度の保険者努力支援制度において、法定外繰入の解消等について、抜本的に強化
 - ・ 指標の新設(市町村指標)や配点割合の引上げ(都道府県指標)
 - ・ 市町村指標では具体的な計画策定を厳格に評価するとともに、都道府県指標では計画の公表状況について評価
 - ・ 新たにマイナス点を設定しメリハリを強化
- 全都道府県とのヒアリングを継続するほか、特に1人当たり繰入額が大きい都道府県については、再度個別ヒアリングを実施し、具体的な数値(所得の状況、医療費指数、標準保険料率との乖離、収納率等)を基に要因を分析しつつ、助言・指導。
 - ⇒ 大幅な保険料引上げが必要となる自治体を中心に、赤字解消計画は定めたものの解消年度を設定することができていない自治体(半数)が存在しているが、計画に解消年度を明記する自治体100%を目指し(改革工程表において指標化)、「見える化」を更に強化
(参考)市町村国保と協会けんぽの比較

	市町村国保	協会けんぽ
加入者平均年齢	52.9歳	37.5歳
加入者1人当たりの医療費	36.2万円	17.8万円
加入者1人当たり平均所得	86万円	151万円

○ 市町村国保は、被用者保険に比べ、年齢構成が高く医療費が高い、所得水準が低く保険料負担率が重いといった深刻な課題が存在。

⇒ しかし、その中でも、これまで保険者として、収納率向上や医療費適正化等の取組とともに、保険料の引上げを実施し、財政の安定化を図ってきている。

⇒ この取組を今後とも着実に継続。

2. 1人当たり繰入額が大きい都道府県の分析

※個別ヒアリングを基に分析 ⇒ 抽出されたポイントを助言指導に活用し、好事例は横展開

①所得水準が高い自治体(東京都・神奈川県・埼玉県)

<共通する特徴>

- ・ 若年層が多く医療費水準が低い
- ・ 人口が多く保険料収納率が低い

<①型の場合の方策>

- ・ 保険料収納率の向上
- ・ 負担能力に見合った負担とすることへの理解の促進と保険料設定の適正化

②所得水準が低い自治体(鹿児島県・沖縄県)

②-1 鹿児島県

<特徴>

- ・ 医療費水準が高い
- ・ 保険料収納率が高い

<②-1型の場合の方策>

- ・ 医療費適正化の更なる推進
- ・ 保険料設定の適正化

②-2 沖縄県

<特徴>

- ・ 若年層が多く医療費水準が低い
- ・ 保険料収納率が高い

<②-2型の場合の方策>

- ・ 保険料設定の適正化

※ ただし、所得水準が低い中で引上げ幅が大きく、関係者との調整を丁寧に行い、段階的に実施することが肝要。

※ 県主導で令和5年度を目標に「保険料水準の統一」に向けて議論・検討。

これらの分析を踏まえると、国として、自治体の取組を促すために改めて強いメッセージを打ち出しながら、法定外繰入や取組状況の徹底した見える化を行うことがこの問題の改善に向けた最大の方策であり、現在、そうした方針に基づいた取組を実施

保険者努力支援制度(令和3年度市町村分)における評価指標

【固有指標⑥（iv）法定外繰入の解消等】

令和2年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (平成30年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 平成30年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35	1384	79.5%
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合			
② 平成30年度の削減予定額（率）を達成している場合	30	89	5.1%
③ 平成30年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15	15	0.9%
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合			
④ 平成30年度の削減予定額（率）を達成している場合	10	41	2.4%
⑤ 平成30年度の削減予定額（率）は達成していない場合	-15	28	1.6%
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30	39	2.2%
⑦ 平成30年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、2018年度決算において前年度以上の決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合（平成29年度決算において赤字が解消していた場合は除く。）	-30	3	0.2%



令和3年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (令和元年度の実施状況を評価)	配点
① 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	
② 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合	30
③ 令和元年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	10
⑤ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15
⑥ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25
⑦ 計画策定対象市町村*であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和元年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和元年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30

※ 赤字削減・解消計画については、「国民健康保険「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（平成30年1月29日付け保国発0129第2号 国民健康保険課長通知。）において示された様式に準拠したものに限る。

【令和3年度指標の考え方】

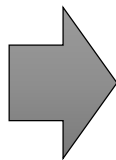
○ 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、指標の見直しを行う。

保険者努力支援制度(令和3年度都道府県分)における評価指標

【指標③：決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等】

令和2年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等 (平成30年度の実施状況进行评估)	配点	該当数	達成率
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30	15	32%
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち7割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10	24	51%
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち3割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10	4	9%
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-5	3	6%
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全て取りまとめ及び公表を行っている場合	5	45	96%
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を全く行っていない場合	-5	1	2%



令和3年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等 (令和元年度の実施状況进行评估)	配点
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち8割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち2割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-30
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全て取りまとめ及び公表を行っている場合	5
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を行っていない場合	-10

【令和3年度指標の考え方】

- 法定外繰入の解消等を着実に推進する観点から、指標の見直しを行う。

国保運営方針の改定等に向けたガイドラインの見直しの方向性(ポイント)

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を策定しており、令和2年度末に向けて、市町村と協議しつつ改定(又は中間見直し)を検討。
- 平成30年度改革が現在概ね順調に実施されていることを踏まえ、今後は国保の都道府県単位化の趣旨の深化を一層図ることが重要であり、都道府県における検討に資するよう、令和2年5月に、国のガイドラインについて見直しを実施。

国保運営方針策定要領

(法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化)

- 法定外繰入等の計画的・段階的な解消の観点から、解消期限や解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた赤字解消計画の策定・実行の推進、市町村ごとの見える化を追記

- 将来の歳出見込みも見据えた財政運営の観点から、決算剰余金等の留保財源の基金への積立てを追記

(都道府県内保険料水準の統一)

- 保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化し、そのための市町村との具体的な議論の実施を追記

(重症化予防や一体的実施を始めとする医療費適正化等)

- 健保法等改正(R2.4施行)や保険者努力支援制度の抜本的な強化(R2年度)を踏まえ、都道府県の保健事業支援や、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を追記
- 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定(H31.4)等を踏まえ、都道府県を中心とした重症化予防の取組の推進を追記
- このほか、第2期データヘルス計画(令和2年度中間評価・見直し)との整合性の確保や、保険者協議会の活用を追記

納付金算定等ガイドライン

(保険者努力支援制度の抜本的な強化)

- 保険者努力支援制度の抜本的な強化(「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付)に伴い、
 - ・ 「事業費部分」については、納付金の軽減財源から控除すること、
 - ・ 「事業費連動部分」については、当年度の保険給付費等交付金に充当し、結果として生じる剰余金を翌年度以降の調整財源に活用することをそれぞれ追記

(安定的な財政運営)

- 決算剰余金について、納付金の減算に加え、基金積立ても可能であることを明記

(都道府県内保険料水準の統一)

- 保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化

交付金ガイドライン

(保険者努力支援制度の抜本的な強化)

- 保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援に係る部分)について、「事業費部分」と「事業費連動部分」の交付方法等をそれぞれ追記